

掛川市規則第20号

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年7月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険税条例施行規則（平成17年掛川市規則第88号）の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者（条例第30条第1項第2号の規定に該当する者に限る。）に係る国民健康保険税の減免における第2条第2号及び第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第2号	様式第2号	市長が別に定める様式
第3条第1項	(2) 災害その他の特別な事情により納期限までに申請書を提出することが困難であると市長が認めた場合	(2) 災害その他の特別な事情により納期限までに申請書を提出することが困難であると市長が認めた場合 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準について（令和2年5月1日付け保国発0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）別紙1の2(1)の減免の対象となる世帯であると市長が認めた場合

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例施行規則附則第2項の規定は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日（以下「納期限等」という。）が到来する令和元年度分（資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったことにより令和2年1月以前分に相当する国民健康保険税の納期限等が令和2年2月1日以後に設定されているときは、令和2年2月以後の分に限る。）及び令和2年度分の国民健康保険税（以下「対象国保税」という。）の減免に限り適用する。この場合において、納付前に申請書を提出することが困難であったと市長が認めたときは、既に納付した対象国保税であっても、減免するものとする。

